

告 示

埼玉県告示第八百四十九号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年法律第三十七号）第八条第二項の規定により一般廃棄物処理施設を設置しようとする者から申請書が提出されたので、同条第四項の規定により次のとおり告示し、当該申請書及び同条第三項の当該一般廃棄物処理施設を設置することが周辺地域の生活環境に及ぼす影響についての調査の結果を記載した書類を次のとおり縦覧に供する。

なお、当該一般廃棄物処理施設の設置に関し利害関係を有する者は、埼玉県知事に生活環境の保全上の見地からの意見書を提出することができる。

令和七年十一月七日

埼玉県知事 大 野 元 裕

一 申請者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
株式会社クリーンテックサーマル

埼玉県深谷市折之口千九百八十五番地

代表取締役 反後太郎

二 一般廃棄物処理施設の設置の場所

埼玉県深谷市折之口稜威ヶ原千八百七十三番二外四筆

三 一般廃棄物処理施設の種類

一般廃棄物のごみ処理施設（焼却施設及び乾燥施設）

四 一般廃棄物処理施設において処理する一般廃棄物の種類

家庭系及び事業系一般廃棄物、感染性一般廃棄物、し尿処理汚泥

五 申請年月日

令和七年三月二十八日

六 縦覧場所及び縦覧時間

縦覧場所		縦覧時間
埼玉県環境部資源循環推進課		午前九時から午後四時三十分まで
埼玉県北部環境管理事務所		午前九時から午後四時三十分まで
熊谷市環境部環境政策課		午前九時から午後四時三十分まで
深谷市環境水道部環境課		午前九時から午後四時三十分まで

七 縦覧期間

令和七年十一月七日から令和七年十二月八日まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和二十三年法律第百七十八号）に規定する休日を除く。）

八 意見書の記載事項

イ 意見書を提出する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

ロ 意見書を提出する理由

ハ 生活環境の保全上の見地からの意見

九 意見書の提出期間

令和七年十一月七日から令和七年十二月二十二日まで

十 意見書の提出方法

イ 日本語によること

ロ 持参または郵送（令和七年十二月二十二日消印有効）

十一 意見書の提出先

埼玉県北部環境管理事務所（郵便番号三六〇―〇〇三一 埼玉県熊谷市末広三丁目九番一号）